

○新潟市児童館条例施行規則

平成19年3月30日

規則第103号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市児童館条例(昭和39年新潟市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請等)

第2条 条例第3条第2項の規定により白根児童センターのアリーナ(以下「アリーナ」という。)の専用利用の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による白根児童センターアリーナ専用利用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、アリーナの専用利用を許可する場合は、別記様式第2号による白根児童センターアリーナ専用利用許可書を申請者に交付するものとする。

(使用料の納付期日決定の申請等)

第3条 条例第7条ただし書の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第3号による納付期日決定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第4号による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の免除)

第4条 条例第8条に規定する規則で定める特別な理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

特別な理由		使用料を免除する額
1	市が主催し、又は共催する事業に利用する場合	全額
2	条例第2条第1項に規定する団体が、その活動のために活用する場合	全額
3	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第8条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第5号による使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第6号による使用料免除決定通知書により申請者に通知す

るものとする。

(使用料の還付)

第5条 条例第9条の規定による使用料の還付は、次の表の定めるところにより行うものとする。

還付する場合		還付する額
1	アリーナの利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)がその責めに帰すことのできない理由によって利用できなかった場合	使用料の額に相当する額
2	利用者が、利用日の7日前までに利用の取止めの申出をした場合	
3	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第9条の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第7号による使用料還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において使用料の還付を決定したときは、別記様式第8号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(届出)

第6条 利用者及び児童館に入場したものは、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) アリーナの専用利用を終了した場合
- (2) 児童館の施設、設備等を損傷し、又は亡失した場合
- (3) 児童館において災害その他事故が発生した場合

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第9号による指定管理者指定申請書により、市長に提出しなければならない。

2 条例第15条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(徴収委託)

第8条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私

人に児童館の使用料の徴収の事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(徴収事務委託証)

第9条 市長は、前条の規定により徴収委託した者(以下「受託者」という。)に別記様式第10号による白根児童センター使用料徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第10条 市長は、第8条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第11条 受託者は、徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第12条 受託者は、徴収した使用料をその徴収した日の翌日(その日が休館日又は日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日)までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
 - (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
 - (3) 受託者から徴収委託の解除の申し出があった場合
 - (4) その他市長が徴収委託をすることが不適當であると認めた場合
- 2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。
- 3 第10条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第14条 条例第14条の規定により指定管理者に児童館の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第4条第2項及び第3項並びに第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第3項中「通知するものとする」とある

のは「通知するものとする。ただし、第1項の表3の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない」とする。

(平19規則184・一部改正)

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(平成19年規則第184号)

この規則は、新潟市児童館条例の一部を改正する条例(平成19年新潟市条例第69号)の施行の日から施行する。ただし、第14条の改正規定(「第11条」を「第14条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(施行の日＝平成20年4月26日)

別記様式第1号から第8号及び第10号 (略)

(上記様式は、白根児童センターのみに関係するので省略)

別記様式第9号(第7条関係)

(平19規則184・一部改正)

新潟市児童館指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市児童館()の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。